

琵琶湖保全再生施策に関する計画（第3期）（原案）に対する 県民政策コメントの実施結果について

1 県民政策コメントの実施結果

令和7年12月17日(水)から令和8年1月16日(金)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱および琵琶湖の保全及び再生に関する法律の規定に基づき、琵琶湖保全再生施策に関する計画（第3期）（原案）に対する意見・情報の募集を行った結果、19者（15個人、4団体）から、67件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見等に対する滋賀県の考え方は、次のとおりです。

なお、取りまとめに当たり、提出された意見・情報の一部は、趣旨を損なわない範囲で内容を要約しています。

2 提出された意見・情報の内訳

項 目	県 民 団 体
1 計画期間	
2 琵琶湖の保全および再生に関する方針	3
3 琵琶湖の保全および再生のための事項	
(1) 水質の汚濁の防止および改善に関する事項	3
(2) 水源の ^{かん} 涵養に関する事項	6
(3) 生態系の保全および再生に関する事項	20
(4) 景観の整備および保全に関する事項	
(5) 農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項	8
4 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項	6
5 琵琶湖保全再生施策に取り組む主体その他琵琶湖保全再生施策の推進体制の整備に関する事項	1
6 琵琶湖保全再生施策の実施に資する体験学習を通じた教育その他の教育の充実に関する事項	8
7 その他琵琶湖の保全および再生に関し必要な事項	
用語解説	3
計画全体	9
合 計	67

番号	原案		御意見等	県の考え方
	頁	行		
1 計画期間				
2 琵琶湖の保全および再生に関する方針				
(1) 趣 旨				
1	2	21～26	次の記述があるが、これは瀬田川についても実施しているのか明示してはどうか。 「・・・が見られるものの、水質汚濁に係る環境基準は一部を除き未達成である。」 「・・・魚介類が減少していることに加え、水草の大量繁茂や外来動植物の侵入・定着といった課題が継続している。」 理由：瀬田川の管理が県ではないが本計画での趣旨を明確にしてはどうか。	【原文のまま】 法律においては、国や本県を含む関係地方公共団体が講ずるべき施策として、森林の整備や環境に配慮した農業の普及などが幅広く規定されています。この計画においても、施策の対象となる場所にとらわれず、琵琶湖の保全再生に資する施策を広く対象としていることから、記載については原文のままとします。
2	2	32	令和5年度、令和7年度に発生した渇水は、生活、漁業、観光等への影響が出ているので、気候変動の影響の中に、渇水の記載も検討されたい。	【原文のまま】 気候変動の顕著な影響が出ているものを主な例として挙げていることから、記載については原文のままとします。
(2) 目指すべき姿				
3	3	47～	本計画の2(2)において掲げられている「多くの固有種を含む豊かな生態系や生物多様性を守り、健全な水循環の下で琵琶湖とともにある人々が豊かな暮らしを営み、さらには、文化的・歴史的にも価値のある琵琶湖地域の良き伝統・知恵を十分に考慮した豊かな文化を育めるようにすることをもって、琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成を目指す。」という姿は、私たち住民にとっても共通の願いです。この「目指すべき姿」が単なる理念に留まることなく、実効性のある施策を通じて真に実現されることを強く求めます。	いただいた御意見については、今後の施策を進める上での参考とさせていただき、この計画の目指すべき姿の実現に向け、各取組を推進してまいります。
3 琵琶湖の保全および再生のための事項				
(1) 水質の汚濁の防止および改善に関する事項				
ア 持続的な汚水処理システムの構築				
4	3	63～	「下水道および農業集落排水施設の機能・サービスの持続的な提供ならびに琵琶湖の環境保全のため、必要な調査を行い、計画的かつ効率的な施設の維持管理や更新を推進する。」とあるが、「琵琶湖のため」の中に瀬田川も含むと考えてよいか。 理由：瀬田川を含むならば、流出河川である瀬田川の定期・継続的な水質検査データと、南湖・北湖の環境変化分析を行うことで重要な調査・研究となり、南湖・北湖の環境対策に有益だ。	御質問の件については、以下のとおりです。 琵琶湖の環境保全については、瀬田川の環境保全につながるものと思われます。 また、県では、公共用水域水質測定計画に基づき、琵琶湖ならびに流入河川および瀬田川において水質調査を実施し、長期的な水質変化の傾向を分析しています。 いただいた御意見については、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
イ 面源負荷対策				
ウ 底質改善対策				
エ その他の対策				
5	4	78	当該対策（健康への影響に係る知見が新たに得られ、把握が必要となった化学物質について）は、非常に近年の状況を踏まえると重要な視点で、県として取組が進むと大変ありがたい。	いただいた御意見については、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
6	4	80～	滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例（平成14年滋賀県条例第52号）に関して、コロナ禍以降の琵琶湖のレジャー利用を取り巻く環境や、利用実態の変化などを踏まえて、現在、県では、審議会などにおいて議論され、計画が見直されつつある。その中で、「現行条例」の改定の是非についても、意見交換が行われているところと解する。この度の本計画では、そういった現状や動向について、記載することは如何か。	【原文のまま】 滋賀県琵琶湖レジャー利用適正化審議会から、プレジャーボートの航行規制水域について、条例改正を視野に入れた検討をすべきとの答申が令和7年11月に知事あてにされています。 航行規制水域については、水質保全に直接関連する項目でないこと、また、条例改正の是非やその具体的な内容は今後検討していくことから、記載については原文のままとします。

番号	原案		御意見等	県の考え方
	頁	行		
(2) 水源の涵養に関する事項				
ア 水源林の適正な保全および管理				
7	4	88～	水源の涵養に関する事項が重要な課題ではないか。森林の水源としての機能低下もあるが、それ以外に気象状況の変化も大きく影響しているのではないか。琵琶湖の水位が低下することが水質に大きな影響を与えているのでは。降雨状況がこれまでと大きく異なっており、豪雨という形で一度に大量の雨が降ることから土砂も流れ込む。継続的な降雨により琵琶湖に流れ込む状況ではなく、この様な降雨の形が河川の状況にも悪い影響を与えている様に思う。さらに、積雪が少なくなっていることも流量に影響しているのではないか。内湖での問題についてもこれらのことが影響しているのではないのでしょうか。気象状況の対策を講じることは難しいことだと考えられることから、森林の水源機能を向上させる施策を進めることが重要なのではないかと思います。	森林の水源涵養機能の維持増進には森林土壌の保全が重要ですが、手入れ不足の人工林は土壌の流出が懸念されることから、以下の施策を推進しています。いただいた御意見については、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。 ・間伐等の森林整備に対する助成 ・採算性の低い森林を針広混交林へ誘導する環境林整備事業の実施 ・森林境界明確化のための基礎資料の作成、提供 等
8	4	91・92	「除間伐」は人工林を育成する保育施業で、針広混交林化は人工林に広葉樹を導入する更新施業であることから、人工林において多様な森林づくりを目指すのであれば、人工林の更新に特化して、どのようにゾーニングして、どのように更新していくか明確に表現にすべきである。 【修文例】 「計画的な除間伐や針広混交林化の促進など立地条件に応じた適切なゾーニングに基づく多様な森林づくりを推進する。」 ↓ 「自然条件に応じた適切なゾーニングに基づき、林業経営に適した人工林は、伐採と植栽による確実な更新を図り、林業経営に適さない人工林は、針広混交林へ誘導するなど、多様な森林づくりを推進する。」	【一部修正】 ここでは、人工林の更新ではなく、目指すべき姿への誘導について記述しています。御指摘を踏まえ、令和8年3月改定予定の琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）中間改定の記載とも整合を図り、次のとおり修正します。 ＜修正前＞ 「～計画的な除間伐や針広混交林化の促進など立地条件に応じた適切なゾーニングに基づく多様な森林づくりを推進する。また、水源かん養保安林等の～」 ＜修正後＞ 「～収益性や災害リスクに応じた適切なゾーニングに基づき、積極的な林業経営を行う「循環林」は計画的な除間伐や主伐・再造林を推進し、条件不利地の「環境林」は針広混交林化の促進を図るなど、多様な森林づくりを推進する。 ・水源かん養保安林等の～」
9	4	96	「森林の公的管理を進める新たな枠組みを検討」は、奥地水源林を適切に管理する上でも非常に重要であるため、「森林施業の集約化、早急な災害復旧事業や奥地水源林の適切な管理等を行う観点」と記載を検討されたい。	【原文のまま】 奥地も含め、水源林の適正な保全管理について記述する項目のため、記載については原文のままとします。
10	4	97	「森林の公的管理を進める新たな枠組み」とはどういうものを想定されているのか。造林公社林のこともあり、関心は高いと思われるので、「〇〇などの・・・」のように具体的に例示した方が良いと思う。	【原文のまま】 公的管理の具体については、今後、滋賀県森林審議会等で議論するなど検討を進めることとしているため、記載については原文のままとします。

番号	原案		御意見等	県の考え方
	頁	行		
イ 森林資源の循環利用による適切な森林整備の推進				
11	4	100 ～ 103	「林業成長産業化」は8ページの「農山村の活性化と林業成長産業化」の項目で詳しく記述されている。ここでは、「林業成長産業化の推進」を「多面的機能を高度に発揮する多様で健全な森林へ誘導する。」に結びつけるのは無理があるように感じられることから、省略して簡潔にした方が良いと思う。 【修文例】 将来にわたり水源涵養等の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林資源の循環利用を推進し、適切な森林整備を維持することにより、多面的機能を高度に発揮する多様で健全な森林へ誘導する。	【一部修正】 御指摘を踏まえ、次のとおり修正します。 <修正前> 「森林資源の循環利用を推進し、適切な森林整備を維持することにより、将来にわたり水源涵養等の多面的機能を持続的に発揮させることが重要であるため、ICTの活用等による効率化・省力化を進め、間伐、主伐・再造林、保育等を着実に行うなど林業成長産業化を推進し、多面的機能を高度に発揮する多様で健全な森林へ誘導する。」 <修正後> 「将来にわたり水源涵養等の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林資源の循環利用を推進し、適切な森林整備を維持することにより、多面的機能を高度に発揮する多様で健全な森林へ誘導する。」 9ページ <修正前> 「「新しい林業（伐採から再造林・保育に至る収支をプラス転換）」に資する効率化・省力化を進めるとともに、～」 <修正後> 「「新しい林業（伐採から再造林・保育に至る収支をプラス転換）」の構築に向けてICTの活用等による効率化・省力化を進めるとともに、～」
ウ 森林生態系の保全に向けた対策の推進				
エ 農地対策				
12	5	111	現在、農林水産省でも検討されている節水型乾田直播が増えていった場合、土壌流出や新しく導入される薬剤による琵琶湖への影響が未知数であるため、少し気をつけて見ていくべきかと思います。	いただいた御意見については、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。

番号	原案		御意見等	県の考え方
	頁	行		
オ その他の対策				
(3) 生態系の保全および再生に関する事項				
ア 湖辺の自然環境の保全および再生				
(ア) ヨシ群落の保全および再生				
13	5	118	ヨシ原の健全なサイクルを維持するための「ヨシ刈り」や「ヨシ焼き」は、地域の文化であり、保全活動そのものです。これらの活動を継続できるよう、地域住民や団体への支援を強化し、次世代の担い手育成にも注力してください。	県では、ボランティア団体等が行うヨシ群落保全活動（ヨシ刈り・ヨシ植栽・ヤナギ等の伐採・普及啓発活動）に対して、奨励金により支援しております。いただいた御意見については、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
14	5	119	「その他の在来植物の群落・・・」のところでは、直後に在来魚・・・の記述があるので、「その他の水辺の在来植物群落・・・」としてはどうか。	【原文のまま】 法律第12条に規定されている表現と整合を図っていることから、記載については原文のままとします。
15	5	119 ～ 123	近江八幡市の西の湖や長命寺川に近い地域に住んでおり、近辺には個人所有の小さなヨシ地がたくさんありますが、後継者が途絶えて放置状態になっているヨシ地もあり、行政が状況を把握してしかるべき対応（NPOにつなぐ等）を是非進めていただきたいと思います。	県では、令和6年度に「ヨシ群落現況調査」「ヨシ群落保全活動団体調査」を実施し、県内のヨシ群落保全状況を把握しています。 今後、それらの調査結果を基に、地域と活動団体・企業等をつなげるため、ヨシ群落に関する情報を整理して発信してまいります。 いただいた御意見については、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
16	5	119 ～ 123	計画では「湖辺の植生帯の保全・再生」が掲げられていますが、西の湖周辺の広大なヨシ原は、水質浄化だけでなく、多様な生き物のすみかとして欠かせません。近年、水位の変動や環境変化によりヨシの衰退が懸念されています。	いただいた御意見については、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
(イ) 内湖等の保全および再生				
17	5	126	「早崎内湖をはじめとした・・・」では、内湖の代表を何故早崎内湖としているのか。早崎内湖は近年再湛水して復元しようとしているが、現存内湖の代表は西の湖や伊庭内湖、松の木内湖等ではないのか。	【一部修正】 御指摘を踏まえ、次のとおり修正します。 <修正前> 「早崎内湖をはじめとした内湖本来の機能の保全および再生を推進する。」 <修正後> 「早崎内湖や西の湖をはじめとした内湖本来の機能の保全および再生を推進する。」
18	5	128	西の湖はラムサール登録湿地として、国際的にも重要な役割を担っています。この豊かな湿地機能（エコトーン）を維持し、在来魚の産卵繁殖場としての価値を再生させるための取り組みをさらに強化してください。	いただいた御意見については、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
19			私は、西の湖プロジェクトのメンバーである。 琵琶湖は以前に比べて赤潮も無くなってきたが、西の湖の生態系は貝類が激減し、本年は水位低下で堰が閉じられることもあって河川に魚が遡上せず、危機的な状態だと感じる。 琵琶湖に流入する水量の変化も大きなファクターであるので、大変だが何とか算出できないか。気温も含めて過去を遡れば、要因の一つにできるのではないか。 また、レーザーによる人工降雨で対策がとれるのではないか。流入する水量が多くなれば解決出来るのではと思うので、積極的な対策を求める。	御指摘の西の湖に流入する水量の増量を含めた対策の検討に当たっては、まずは、西の湖特有の水質悪化のメカニズムを正しく把握することが必要であると考えています。 そのため、現在、環境省とともに、シミュレーションモデルによる西の湖での水質悪化の原因究明と水質改善対策に向けた検討を進めており、効果的な対策につなげてまいります。

番号	原案		御意見等	県の考え方
	頁	行		
(ウ) 砂浜、湖岸、湖岸の緑地の保全および再生				
(I) 陸水域における生物生息環境の連続性の確保				
20	5	139	陸水域における生物生息環境の連続性の確保について「魚類等が琵琶湖と河川を行き交い、河川において遡上・降下が容易にできるよう、魚道の維持管理や産卵場所の環境維持を推進する。」とあるが、維持管理だけの内容となっている。第2期計画では「魚道の整備や維持管理を推進する」とされており、必要な個所には魚道を造成していく趣旨が含まれていたが、これを削除することは保全再生の後退となることから、第2期計画と同じく「整備」を明示されたい。	【一部修正】 御指摘を踏まえ、次のとおり修正します。 <修正前> 「魚類等が琵琶湖と河川を行き交い、河川において遡上・降下が容易にできるよう、魚道の維持管理や産卵場所の環境維持を推進する。」 <修正後> 「魚類等が琵琶湖と河川を行き交い、河川において遡上・降下が容易にできるよう、魚道の整備・維持管理や産卵場所の環境維持を推進する。」
イ 外来動植物による被害防止				
21	5	142	比較的新しい侵略的外来種についてはまだ県民の認知度が低く、啓発に力を入れていただきたいと思います。	主な侵略的外来種については、県のホームページにおいて随時情報を公開し、周知していますが、さらに認知いただけるよう努めてまいります。
(ア) 外来動植物全般の対策				
22	5	144	P5に「湖岸の緑地の保全および再生」の記載もあるが、湖岸緑地の中でも、海津大崎をはじめとしたサクラ並木は重要な空間をなしており、保全を図る必要性が特に高い。 サクラなどのバラ科の樹木に甚大な被害を与える「特定外来種のクビアカツヤカミキリ」による被害が全国的に拡がりつつあり、本県でも昨年7月に被害が確認され、湖北地域を中心に拡大中である。 現時点では本県のサクラの被害の報告はないものの時間の問題であることと他府県でサクラ並木が壊滅した所があることから、何らかの対策の記載をしてはどうか。	【原文のまま】 クビアカツヤカミキリの対策については、3(3)イ(ア)「外来動植物全般の対策」に含まれていることから、記載については原文のままとします。
(イ) 外来動物対策				
23	6	147	びわこ真珠の振興施策として外来のヒレイケチョウガイを母貝として導入しています。絶滅危惧種で在来種であるイケチョウガイとの交雑種の発生が見られます。 ①振興主体（滋賀県）に対してどのような指導を行っていますか。 ②交雑種は駆除して良いか。在来種を養殖・放流して良いか。こういったことについて方針や実施手順を明確化して欲しい。webサイトで申請フローヘルプして欲しい。	御質問の件については、以下のとおりです。 今後も、在来イケチョウガイの復活に向けて、技術開発等を着実に進めてまいります。 ヒレイケチョウガイを母貝として導入しているのではなくイケチョウガイの改良母貝を用いていますが、この改良母貝が近年の遺伝子解析により、ヒレイケチョウガイとイケチョウガイとの交雑種であることが判明しました。 ①ヒレイケチョウガイは、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)の規定に基づく特定外来生物およびふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成18年滋賀県条例第4号）の規定に基づく指定外来種に指定されていないため、これらの法律および条例に基づく指導は行っていません。 ②滋賀県漁業調整規則（令和2年滋賀県規則第103号）により、一般の人が県内でイケチョウガイを採捕することには一定の制限があります。在来種を飼育することは可能ですが、公共水面での養殖は県知事の免許を受ける必要があります。県内への放流については、同規則により、移植できる水産動物が定められており、イケチョウガイはその対象外です。

番号	原案		御意見等	県の考え方
	頁	行		
24	6	149 ～ 150	外来動物対策について オオクチバスやブルーギルの防除について「琵琶湖における生態系や漁業への被害が抑制できる生息量を踏まえ、多様な手法を組み合わせた効果的かつ効率的な防除や再放流禁止のための取組を実施する」とありますが、 ①「生態系や漁業への被害が抑制できる生息量」の定義がわかりません。被害が抑制できる具体的な生息量の数値を示すことができるか否か極めて不確実であり、そのような表記をするのは不適切と思われますので、削除してください。 ②第2期計画まで表記されていた「徹底的な防除」が今回削除されています。本会ではこれまで長年の間「有害外来魚ゼロ作戦事業」として外来魚駆除を実施してきました。その結果、ブルーギルの生息量は大きく減少しましたが、魚食性の強いオオクチバスの生息量は現在でも250トン程度と推定されており、未だに大きな脅威であることに変わりはありません。そのような中、「徹底的な防除」を削除した第3期計画は外来魚対策の大きな後退を示すものであり、本会として決して容認することはできません。「徹底的な防除」を明記してください。	【一部修正】 これまでの西の湖や赤野井湾における漁業者による外来魚の集中駆除により、外来魚の継続的な抑制と在来魚の増加を確認しています。琵琶湖全域の外来魚生息密度を、これらのモデル的な水域の外来魚生息密度にまで減少させることを当面の目標として駆除対策事業の計画を定めております。御指摘を踏まえ、次のとおり修正します。 <修正前> 「侵略的外来魚のオオクチバスやブルーギルの生息量は、これまでの対策により減少してきたが、琵琶湖における生態系や漁業への被害が抑制できる生息量を踏まえ、多様な手法を組み合わせた効果的かつ効率的な防除や再放流禁止のための取組を実施する。」 <修正後> 「これまでの対策によりブルーギルは大きく減少し、オオクチバスは緩やかに減少している。引き続き、これらの外来魚を徹底的に防除するため、特にオオクチバスについて、まずは駆除の進んだ西の湖や琵琶湖南湖の赤野井湾と同程度の水準にまで減少させることを目指し、多様な手法を組み合わせた効果的かつ効率的な防除や再放流禁止のための取組を実施する。」
(ウ) 外来植物対策				
25	6	158 ～	侵略的外来植物の繁茂による影響は、漁船などの航行障害や腐敗による悪臭の発生などの生活環境の悪化、また底質悪化（泥化）や溶存酸素量の低下にもつながり、琵琶湖の水産業や生態系への影響が危惧されるところ。行政や関係団体、学生ボランティアなどが連携して除去活動を実施していることは理解しているが、更なる抜本的な改善や対策を期待する。	琵琶湖における侵略的外来水生植物の定着段階は、分布拡大期およびまん延期にあたり、根絶は困難な状況ですが、局所的に増加している箇所を除けば、県全体として一定低密度状態を維持しています。今後も、分散リスクが高い箇所や希少種が生育する箇所等に重点をおいた対策を進めることで、引き続き低密度状態を維持してまいります。
26	6	158 ～	近年、一部の内湖においてオオバナミズキンバイ等の侵略的外来水生植物が局所的に増加していることが指摘されています。西の湖の生態系を守るため、地域住民や関係団体と連携した重点的な防除対策を継続・拡大してください。	西の湖では、現在、侵略的外来水生植物は確認されていませんが、生育が確認された場合は、分散リスクが高い箇所や希少種が生育する箇所等に重点をおいた駆除を進めるほか、地元自治体や地域住民、関係団体が連携して防除を行う地域モデル事業を実施します。
ウ カワウによる被害防止等				
エ 水草の除去等				
(ア) 水草の除去等				
27	6	172 ～	「大量繁茂が課題となっている南湖をはじめ、琵琶湖において水草の根こそぎ除去、水草刈取船による表層刈取り等の対策を推進する。」とある。 現在、滋賀県では粟津の晴嵐以北の琵琶湖でスーパーカイツブリなどで水草を刈り取っており根こそぎは殆どしていないと理解しているが、所謂、県が所管する琵琶湖でも根こそぎ刈り取りをするとの計画とするのか。ご説明を希望する。 瀬田川のクリーン作戦で水草除去を人海戦術での根こそぎと同様のことが本計画にあるのか気になる。	御質問の件については、以下のとおりです。 県は現在、水草の大量繁茂による湖底の泥化や溶存酸素濃度の低下など自然環境や生態系への影響を改善するため、南湖で水草の根こそぎ除去を実施しています。また、船舶の航行障害や腐敗による悪臭等の生活環境への影響を軽減するため、表層刈取りを実施しています。
(イ) 湖岸漂着ごみ等の処理				

番号	原案		御意見等	県の考え方
	頁	行		
(ウ) 湖底の耕うん				
28	7	183	湖底の耕耘について 水草の除去や耕耘を「造成砂地」に限定されていますが、南湖の漁場再生を図るためには区域を限定せず水域に応じて積極的に実施していく必要があります。 また、多数存在する湖底穴についてもその解消が図られていません。そのため、第2期計画と同様に「水草の除去や底泥の除去とあわせ、湖底の耕うんや平坦化、砂地の造成などを推進する。」に修正してください。	【一部修正】 御指摘を踏まえ、次のとおり修正します。 <修正前> 「琵琶湖南湖において、シジミやホンモロコの生育の場の再生を図るため、造成砂地での水草の除去や耕うんを実施する。」 <修正後> 「琵琶湖南湖および接続している瀬田川において、シジミやホンモロコの生育の場の再生を図るため、水草や底泥の除去とあわせ、湖底の耕うんや平坦化、砂地の造成等を推進する。」
29	7	183	「琵琶湖南湖において、シジミやホンモロコの生育の場の再生を図るため、造成砂地での水草の除去や耕うんを実施する。」とある。琵琶湖南湖との記載である。南湖から連続する瀬田川での耕うんを本計画の対象に含めてはどうか。昭和の時代の開発が進む以前、琵琶湖の名物セタシジミ復活の為には瀬田川の水質管理と川底の耕耘も重要ではないか。玉の浦・粟津の晴嵐から瀬田の唐橋にかけては江戸時代から昭和半ばには良質のセタシジミが大量に摂れたとの記録がある。	
オ ネイチャーポジティブ（自然再興）の推進				
30	7	185	生物多様性しが戦略との関係性を多く感じる内容で支持する。関係性を考えると、陸域での取り組みや「自然共生サイト」についての目標も踏まえ、総合的な方針であることが理解できるようになればと思う。	第1期計画・第2期計画と同様にパンフレットを作成するなど、県民等に分かりやすく示してまいります。
31	7	187	「琵琶湖システム」として、また「世界湖沼の日」として、その文化的、歴史的、また希少種などの生物多様性の豊かさについて、世界的にも評価されている琵琶湖。その琵琶湖のネイチャーポジティブの実現について、3つの方針の下、質と量の両面から取組を推進する・とある。「ネイチャーポジティブ」というワードは、昨今のトレンドでもあるが、具体的な施策として、どのように展開していきたいと考えておられるのか。また、新たな施策としての提案はあるのか。	御質問の件については、以下のとおりです。 生物多様性しが戦略2024に基づく具体的な施策については、原案の7ページに以下のとおり記載しています。 ・保護地域および保全地域の拡大 ・「しが生物多様性取組認証制度」等を通じた企業等の自然資本を守り活かす社会経済活動の促進 ・野生動植物種の調査や保護、鳥獣の保護管理、外来種対策等 また、以下のような新たな取組を進めています。 ・ネイチャーポジティブに取り組む企業、地域団体、大学、行政機関等で構成される「しがネイチャーポジティブネットワーク」による自然共生サイトの取組強化や創出に向けた多様な主体による連携
32	7	188 ～ 189	ネイチャーポジティブ（自然再興）の推進について ①第2期計画にはなかった項目が新たに計画の内容に記載されましたが、その理由を教えてください。 ②「質と量の両面から生物多様性の保全と社会・経済活動の基盤を確保する取組を推進する。」とありますが、漁業サイドから見た場合、この場合の「量」と「経済活動の基盤」は水産資源を含んでいると捉えてよいか教えてください。	御質問の件については、以下のとおりです。 ①生物多様性しが戦略2024（令和6年3月）において、2030年の目指す姿を「ネイチャーポジティブの実現」を掲げており、この計画においても整合を図っています。 ②「量」「質」とともに水産資源を含んでいると考えます。

番号	原案		御意見等	県の考え方
	頁	行		
(4) 景観の整備および保全に関する事項				
ア 琵琶湖を中心とした景観の整備および保全				
イ 文化的景観の保存および整備				
(5) 農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項				
ア 環境に配慮した農業の普及その他琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興				
(ア) 環境に配慮した農業の普及				
(イ) 農山村の活性化と林業の成長産業化				
33	8	232	過疎化や高齢化等に直面しているのは山村だけではなく農村も同様であり、また地域資源の活用が自然環境の維持につながり、ひいては下流の琵琶湖に影響していくというのも山村だけではなく農村も同様であるため、今回「農山村」として言及されていることは大変良いことだと思います。	いただいた御意見については、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
(ウ) 琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興				
イ 水産資源の適切な保存および管理				
34	8	247	「イ 水産資源の適切な保存および管理」の「保存」では現状維持のイメージなので、維持増殖の意味を持たせて「保全」としたほうが良い。	【原文のまま】 法律第16条および国が定めた基本方針に規定されている表現と整合を図っていることから、記載については原文のままとします。
(ア) 漁場環境の保全再生と栄養塩等の健全な循環による水産資源の回復				
35	8	249 ～ 255	水産資源の適切な保存および管理について 「(ア)漁場環境の保全再生と栄養塩等の健全な循環による水産資源の回復」とあるが、これでは栄養塩の面からみて水産資源が回復しないのは栄養塩等の循環のみ起因すると既に断定されている表記となる。 「循環」が原因であれば、その循環を健全にするために循環を阻害している原因の解明と循環を促す手法の開発に重点をおいた計画内容とすべきであるが、本文には循環に関する記述はありません。 一方、計画案では栄養塩環境の変化が資源に及ぼす影響を調べるなど漁場生産力の評価をし、その回復手法を検討していくこととされているので、表題において既に原因が循環に特定されているような表記は正しくないと考えられる。 この計画の表題としては「(1)漁場環境の保全再生、漁場生産力の回復による水産資源の回復」に修正されたい。	【一部修正】 琵琶湖環境研究推進機構の研究から、豊かな水産資源と良好な水質との両立には、「栄養塩を利用して植物プランクトンが生みだした有機物が、動物プランクトン、さらには魚類へと滞りなく受け渡されていくこと」が重要であるとされ、その実現には、栄養塩の濃度だけでなく、湖辺域の物理的な環境や気候変動の影響など、様々な要因が関連しているとされています。 一方で、漁場生産力の評価、回復手法の検討については、これら物質循環の滞りを十分に踏まえ、魚種、時期、水域等について制限要因を明らかにし、その回復の方策を見出していく必要があると考えています。 このことから、御指摘を踏まえ、次のとおり修正します。 <修正前> 「アユについては、～中略～漁場の栄養塩や動植物プランクトン等の環境の状態とアユ資源の状態との関係を分析し、栄養塩環境の変化がアユ資源に及ぼす影響を解明するなど漁場生産力の評価とその回復手法を検討する。」 <修正後> 「アユについては、～中略～漁場の栄養塩や動植物プランクトン等の環境の状態とアユ資源の状態との関係を分析し、物質循環の点で気候変動および栄養塩環境の変化がアユ資源に及ぼす影響を解明するなど漁場生産力の評価とその回復手法を検討する。」 <修正前> 「ニゴロブナ、ホンモロコおよびセタシジミについては、小型化や肥満度低下など、漁場生産力の低下をうかがわせる事象が頻発している。それらの水産資源の着実な回復を目指し、気候変動および栄養塩環境の変化が水産資源に及ぼす影響を解明するなど漁場生産力の評価とその回復手法を検討する。」 <修正後> 「ニゴロブナ、ホンモロコおよびセタシジミについては、小型化や肥満度低下など、漁場生産力の低下をうかがわせる事象が頻発している。それらの水産資源の着実な回復を目指し、物質循環の点で気候変動および栄養塩環境の変化が水産資源に及ぼす影響を解明するなど漁場生産力の評価とその回復手法を検討する。」

番号	原案		御意見等	県の考え方
	頁	行		
36	9	256	「・ニゴロブナ、ホンモロコおよびセタシジミについては、小型化や肥満度低下など、漁場生産力の低下をうかがわせる事象が頻発している。それらの水産資源の着実な回復を目指し、気候変動および栄養塩環境の変化が水産資源に及ぼす影響を解明するなど漁場生産力の評価とその回復手法を検討する。」とある。これは所謂琵琶湖と瀬田川についても同様の事業を想定しているか明示してはどうか。	【原文のまま】 漁場生産力の評価と回復手法の検討で得られる知見は、琵琶湖と連続する瀬田川も含めて活用できるものと考えていますが、事業自体は特定の地域を限定して実施するものではないため、原文のままとします。
37	9	265	湖底の耕耘について 水草の除去や耕耘を「造成砂地」に限定されていますが、南湖の漁場再生を図るためには区域を限定せず水域に応じて積極的に実施していく必要があります。また、多数存在する湖底穴についてもその解消が図られていません。そのため、第2期計画と同様に「水草の除去や底泥の除去とあわせ、湖底の耕うんや平坦化、砂地の造成などを推進する。」に修正してください。	【原文のまま】 当該箇所は、南湖のシジミ漁場の再生のために行っている造成砂地での取組を記載しています。漁場環境保全のための耕耘や水草除去については、直下の段落（原案の9ページ、267・268行目）で記述しているため、記載については原文のままとします。
(イ) 水産動物の種苗放流				
(ウ) 資源管理型漁業の推進				
(I) 琵琶湖や河川における漁業の持続的発展				
38	9	284	「一人ひとりが精鋭となる『儲かる漁業』」の表現について、滋賀県内水面漁業振興計画(R3.4月策定)では少数でも一人ひとりが精鋭の“儲かる漁業”と記述されており、整合を図る必要があると思います。	【原文のまま】 令和8年3月策定予定の滋賀県内水面漁業振興計画（第3期）の表現と整合を図っていることから、記載については原文のままとします。
ウ 観光、交通その他の産業に関する事項				
(ア) 滋賀ならではのツーリズム「シガリズム」の推進				
39	10	296	本県の豊かな自然環境は重要な観光コンテンツであり、琵琶湖を感じるクルーズ、SUPやカヤックなどの湖上体験コンテンツから山々の自然に直接触れるトレイルなど県下全域で体感できる自然体験型のコンテンツが豊富である。これら恵まれた自然環境を観光資源として継続的に活用していくためにも、地域住民と観光客が一緒になって様々な課題に取り組んでいく必要があると考えている。	いただいた御意見については、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
40	10	306	ビワイチについて 滋賀ならではのツーリズムとして、大きな位置を占めており、本計画であげられることは評価できる。一方、道路安全上において危険なことが多く、青線の整備で凌いでいる状況に見える。自転車専用道路の整備に向けて、安全を優先し、県内外のサイクリストが安心して利用できることを望む。そのため、本計画では、交通安全の啓発以外に、ハード整備をより強調してはどうか。	【原文のまま】 ビワイチのハード整備については、「自転車通行空間や受入施設の整備など」をこの計画に記載しています。また、県のビワイチ推進基本方針（令和4年11月）において、「受入環境整備」を施策の柱の1つとしてハード・ソフト両面から取組を進めることとしており、この計画とも整合を図っているため、記載については原文のままとします。

番号	原案		御意見等	県の考え方
	頁	行		
(イ) 湖上交通の活性化				
4 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項				
41	10	317～	琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究の中に森林に関する調査の記載がないが、滋賀県では、琵琶湖の水源地の多面的機能の持続的発揮に向け、森林植生の衰退状況の調査や評価を行い、森林の保全・管理等の総合的な取組を行うための基礎資料とするため、平成25年から概ね5年間隔で180地点の「森林下層植生衰退度調査」が行われており、また、滋賀県造林公社では琵琶湖環境科学研究センターの協力を得ながら令和3年から伐採後の天然下種更新の状況を調査されている。こうした森林における調査の取組についても記載を検討されたい。	【一部修正】 御指摘を踏まえ、下層植生衰退度調査について、「4 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項」に追記します。 「・ニホンジカの食害等による森林の下層植生への影響を把握するため、森林植生衰退状況調査を行い、被害状況を把握する。」
42			このセクションは琵琶湖環境部の琵琶湖環境科学研究センターが中心となっていてすすめているようだが、そのことをもう少し明確に記載してはどうか。 また、歴史文書を昭和の時代以前にも遡り、文献と調査データから今日の環境対策に資する調査・研究も必要ではないか。最近、滋賀県公文書館が公開した環境調査データ(工場進出前後の詳細な調査データ)や調査報告は今後の琵琶湖の環境を研究するうえで重要ではないか。昨年、滋賀県公文書館主催の講演会に参加してその重要性を感じた。	【原文のまま】 複雑化・多様化する琵琶湖の課題に対しては、琵琶湖環境科学研究センターだけではなく、琵琶湖博物館や水産試験場等の県の試験研究機関が、国をはじめとした県以外の試験研究機関を含め、連携して取り組んでいくこととしていますので、記載については原文のままとします。
43	11	327	「琵琶湖のヨシや二枚貝の保全による生態系のモニタリング」について、なぜ、ヨシと二枚貝があげられているのか、教えて欲しい。	御質問の件については、以下のとおりです。 この調査研究は、人間活動の影響を受けやすい沿岸域を対象としています。 このエリアにおける自然再興の成果を定量的に可視化するため、生息環境の変化を反映しやすい特性を有しているヨシと二枚貝をモニタリング対象として選定しました。
44	11	329	地球温暖化が進行しており、様々な気候変動の影響が見られるなか、本項は非常に重要度が増してきているので是非とも取り組みを進めていただきたいと思います。	いただいた御意見については、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
45	11	336	計画内でも「水質悪化が見られる西の湖において、水質や底質の改善に向けた効果的な対策を検討する」とされていますが、検討に留まらず、意見交換の中でこれまでも提案されている具体的な改善事業（導水）の早期着手と、目に見える成果を期待しています。	これまでから、西の湖の水質改善対策として、漁船での湖底耕耘等の実証実験等を行ってきたところですが、御指摘の導水を含めた対策の検討に当たっては、まずは、西の湖特有の水質悪化のメカニズムを正しく把握することが必要であると考えています。 そのため、現在、環境省とともに、シミュレーションモデルによる西の湖での水質悪化の原因究明と水質改善対策に向けた検討を進めており、効果的な対策につなげてまいります。
46	11	340～342	高島市新旭町の湖岸清掃を長年されてきた「BIWAKOお掃除隊」が2021年11月にホームページに掲載した活動報告にて、いくつかの不法投棄ゴミ削減対策案を出されている。私もそれを実行すればゴミ減少になると思うが、滋賀県はかけ声だけで、本気で減らそうとしているのか。例えば、公共除草工事の際に散在性ゴミはそのままであり、県立高専建設関連の工事の立て看板の縁のウレタンが周囲に散乱してゴミになっている。	湖岸に漂着するごみや不法投棄対策については、県や市だけでなく県民や関係団体など幅広い協力を得ながら、以下の施策を推進しています。 いただいた御意見については、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。 ・ 定期的な巡回パトロールによるごみの放置や不法投棄の監視・指導。啓発活動の実施。 ・ 地域や団体による自主的な環境美化活動の支援。

番号	原案		御意見等	県の考え方
	頁	行		
5 琵琶湖保全再生施策に取り組む主体その他琵琶湖保全再生施策の推進体制の整備に関する事項				
(1) 住民、事業者、特定非営利活動法人等の多様な主体による協働の推進に関する事項				
47	11	349	「機会の提供や、主体間の交流、人材育成等を推進する」について 特に人材育成について、①どのような人材を想定しているか、②どのように育成するのか、教えて欲しい。	御質問の件については、以下のとおりです。 ①持続可能な社会に向けて一人ひとりの問題意識や意欲を引き出し、主体的な学習や行動を支え、導いていくため、豊富な経験や熱意をもって活動を主導し、関わりのある人たちを結びつける人材を想定しています。 ②新たな人材の確保のほか、現場での学びを重視した講習や活動の場の提供、関係者等とのつながり構築など、実際に社会で活躍できるようになるための活動支援により育成していきます。
(2) 琵琶湖保全再生施策の推進体制に関する事項				
6 琵琶湖保全再生施策の実施に資する体験学習を通じた教育その他の教育の充実に関する事項				
(1) 体験型の環境学習の推進				
48	12	365	「体験型の環境学習の推進」について 推進のための滋賀県組織として、琵琶湖博物館環境学習センターが特にその機能を発揮すべきと考える。本計画においても、環境学習の実施、推進および中間支援機能として琵琶湖博物館環境学習センターを明記してはどうか。	【一部修正】 琵琶湖博物館環境学習センターは、体験型を含む環境学習を推進する拠点として、備品の貸出や相談対応等の中間支援を行っていることから、御指摘を踏まえて、次のとおり修正します。 <修正前> 「～、農業体験や森林・林業体験、魚を学ぶ体験学習、琵琶湖博物館等における体験学習、自然観察会、エコツーリズム、木育等の体験型の環境学習を推進する。」 <修正後> 「～、琵琶湖博物館環境学習センターを拠点として、農業体験や森林・林業体験、魚を学ぶ体験学習、琵琶湖博物館等における体験学習、自然観察会、エコツーリズム、木育等の体験型の環境学習を推進する。」
49	12	366	「琵琶湖や地域を愛し、自ら行動できる人を育てるため」とある。一方、第五次滋賀県環境学習推進計画案では計画のめざすものとして、「地球や琵琶湖とのつながりを想い、地域を愛し、自ら行動できる人育てと、人々が幸せに暮らす持続可能な社会づくり」と琵琶湖および社会づくりへと踏み込んだ計画となっている。そのため本計画でも環境学習推進計画に則したものとしてはどうか。	【一部修正】 第3期計画に「世界湖沼の日」制定について記載したことや、この項が琵琶湖保全再生施策の実施に資する体験学習を通じた教育その他の教育の充実に関する事項であることを鑑み、御指摘を踏まえ、次のとおり修正します。 <修正前> 「琵琶湖や地域を愛し、自ら行動できる人を育てるため、～」 <修正後> 「地球や琵琶湖とのつながりを想い、地域を愛し、自ら行動できる人を育てるため、～」
(2) 教育の振興				
50	12	371	「教育の振興」について この段落は公教育での環境学習推進を記しているため、タイトルを「教育機関での環境学習の振興」としてはどうか。	【原文のまま】 本項目は公教育のみを対象にしているわけではないことから、記載については原文のままとします。
51	12	371	各学校や関係団体等がより積極的に環境教育に取り組むことが示されている点は、大変意義深いと感じます。滋賀県内では、県および各市町村において、すでに「ふるさと学習」や地域資源を活用した環境学習など、さまざまな取組が進められていると認識しています。今後は、こうした県・市町村それぞれの実践を個別に進めるだけでなく、取組内容や教材、好事例を整理・共有し、横断的に活用できる仕組みづくりを進めていただきたいと思います。県がハブとなって情報を集約・発信することで、学校や地域団体が相互に学び合い、より質の高い環境教育の展開につながることを期待します。	いただいた御意見を参考に、例えば市町担当者と情報交換する機会を設けるなど、今後の施策に生かしてまいります。

番号	原案		御意見等	県の考え方
	頁	行		
52	12	374	「各学校」について 公教育にて環境学習を推進するのは、学童期の小学校 だけではない。幼児から青年期までを対象とすべく、 幼稚園、保育園、子ども園、中学校、高等学校、大学 までを記してはどうか。	【一部修正】 御指摘を踏まえ、次のとおり修正します。 なお、保育園などは「等」に含まれています。 <修正前> 「～、各学校や関係団体等がより積極的に環境教育に 取り組んでいくための支援を実施する。」
53	12	374	「環境教育」 これまで環境学習の言葉を利用しているため、環境学 習で統一してはどうか。	<修正後> 「～、学校・関係団体等がより積極的に環境教育・学 習に取り組んでいくための支援を実施する。」
(3) 広報・啓発の実施				
54	12	376	ラムサール登録湿地についても記したら良いと思われ る。	【一部修正】 御指摘を踏まえて、次のとおり修正します。 <修正前> 「「世界湖沼の日」制定を契機として、湖沼環境およ び関連する生態系の重要性や、多様な主体が協働して それらを持続可能な形で保全および再生することの必 要性が世界的に改めて認識されたことも踏まえ、国民 的資産である琵琶湖の多面的な重要性や、琵琶湖の保 全および再生に関する取組について、県民をはじめ国 内外に向け、幅広い広報・啓発を実施する。」
55	5	128	琵琶湖はラムサール条約という国際条約の登録湿地で す。登録後30年以上経過し、この計画でも一か所に 条約名が触れてあるのみで、県からも県民からも忘れ られています。琵琶湖保全の根底としてのラムサール 条約、特にワイズユースに基づいての利用、琵琶湖 の保全、普及啓発等の取組を記載をお願いします。	<修正後> 「「世界湖沼の日」制定を契機として、湖沼環境およ び関連する生態系の重要性や、多様な主体が協働して それらを持続可能な形で保全および再生することの必 要性が世界的に改めて認識された。このことも踏ま え、国民的資産である琵琶湖が有する水源、古代湖、 ラムサール条約登録湿地、水産業の場、観光資源等と いった多面的な価値や、琵琶湖の保全および再生に関 する取組について、県民をはじめ国内外に向け、幅広 い広報・啓発を実施する。」
7 その他琵琶湖の保全および再生に関し必要な事項				
(1) 琵琶湖の保全および再生と活用の更なる循環に向けた方策の検討に関する事項				
(2) 財源の確保の検討に関する事項				
(3) 計画の実施状況等の把握等に関する事項				
(4) 資料の作成、公表に関する事項				

番号	原案		御意見等	県の考え方
	頁	行		
用語解説				
56	14		【用語解説】古代湖 数万～10万年の寿命とあるが、数千～ではないだろうか。確認をお願いしたい。	【一部修正】 御指摘を踏まえ、次のとおり修正します。 <修正前> 「世界の湖のほとんどが氷河期以降に形成されている(数万～10万年の寿命)ことに対し、概ね10年以上という例外的に長い寿命を持ち、それぞれが固有種に代表される独自の生態系と独特な湖の文化を育んできた湖。」 <修正後> 「多くの湖が数千年ほどで消滅してしまうことに対して、概ね10年以上という例外的に長い寿命を持ち、それぞれが固有種に代表される独自の生態系と独特な湖の文化を育んできた湖。」
57	14		【用語解説】固有種 遺存固有は遺存固有種、新規固有は新固有種ではないだろうか。確認をお願いしたい。	【一部修正】 御指摘を踏まえ、「遺存固有」「新規固有」が「代表的な成因」の内容であることが分かりやすいよう、次のとおり修正します。 <修正前> 「ある特定の地域に限定された分布域を持つ生物種。固有種の代表的な成因としては、地質時代には広域に分布していたものが局地的に残存したもの(遺存固有)と、局地的な特殊環境に適応して新たに種分化したものと(新規固有)がある。」 <修正後> 「ある特定の地域に限定された分布域を持つ生物種。固有種の代表的な成因としては、地質時代には広域に分布していたものが局地的に残存したこと(遺存固有)や、局地的な特殊環境に適応して新たに種分化したこと(新規固有)がある。」

番号	原案		御意見等	県の考え方
	頁	行		
58	16		【用語解説】ネイチャーポジティブ（自然再興） 本計画でも数回出る用語であり、より詳細な解説を行うとよいと思う。	【一部修正】 御指摘を踏まえ、次のとおり修正します。 <修正前> 自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。 <修正後> 自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。「G7 2030年自然協約」や、昆明・モントリオール生物多様性枠組においてその考え方が掲げられるなど、生物多様性における重要な考えとなっている。また、ここで用いる「再興」は生物多様性の損失を止め、反転させるという意味で用いられており、それを可能とする、自然資本を守り持続可能に活用する社会へと変革していくためには、今一度「自然」の価値を的確に認識して、共生と循環に基づく自然の理に則った行動を選択するよう、個人と社会の価値観と行動を「再考」していくことを同時に進めることも重要、とされています。
計画全体				
59	全体		第2期の計画とあまり変わっていない感じがする。計画なので網羅的なのは良いが、第1期、第2期とやってきているので、重点的なものを示しても良いのではないか。	【原文のまま】 県議会や滋賀県環境審議会等に提出したこの計画の概要資料において、重点ポイント等を示しています。 (https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/5584998.pdf) 今後、この資料を基に第1期計画・第2期計画と同様にパンフレットを作成するなど、県民等に分かりやすく示してまいります。
60	全体		これまでの第2期との違いや第3期の重点的な取り組みなどを教えて欲しい。たとえば相違点や継続点、重点取り組みなどの概要版などあるとわかりやすい。	
61	全体		第3期計画策定の進め方について、第1期、第2期計画の策定においては、事前に関係団体として本会との意見交換が行われましたが、今回は意見交換が行われず大変遺憾です。	この計画は、琵琶湖保全再生に係る総合計画であり、琵琶湖保全再生の観点で各分野の県計画をまとめているものです。 県では、関係部局で構成する琵琶湖保全再生推進本部を設置しており、この計画策定に当たっては十分調整を図るとともに、関係団体の御意見は各分野の県計画の策定・改定の機会を含め、関係部局を通じてお聴きしています。 また、この計画については、貴会を含む関係団体の委員等で構成する滋賀県環境審議会において審議しており、その場を通じ、様々な御意見を提出いただいています。 さらに、今回の第3期計画の策定に当たっては、関係団体をはじめ、県民や事業者等の皆さんから広く御意見を求めるため、令和7年8月にアンケートを実施いたしました。
62	全体		琵琶湖の漁場生産力の低下については第2期計画策定時から「新たな課題への対応」として位置づけられていたにもかかわらず、また、本会としても瀬戸内海などの貧栄養化を例に現在の琵琶湖の栄養状態の評価と対策を強く要望してきたところですが、進展が見られず大変遺憾であり、年々厳しくなる漁獲量の低迷は琵琶湖漁業の存続がこれまでになく危ぶまれるところまでできております。 第3期計画を進めるにあたっては、特に漁場生産力を最重要課題として位置づけ、その回復に向けた調査研究と手法の検討について、全庁を挙げて、各部局が自らの担当課題として積極的かつ迅速に取り組んでいただくよう強く要望いたします。	県議会や滋賀県環境審議会等に提出したこの計画の概要資料において、重点ポイント等を示しており、特に重点的な事項の1つとして、「水産資源（アユ等）の回復にもつなげる、漁場環境の保全再生と栄養塩等の健全な循環」を挙げています。 この課題に対しては、国等の県以外の機関とも連携し、全庁を挙げて取り組んでまいります。
63	全体		本計画の名称と本文中を含めて「琵琶湖」についての定義を明確にしてほしい。コラムが用語集に掲載してはどうか。「琵琶湖ハンドブック」を参照したが筆者には滋賀県の方針がわからない。いわゆる琵琶湖への流入と流出河川を含めたものを「琵琶湖」というのであるなら本計画、関連計画群、及び県の事業群の仕様も修正が必要ではないか。	【原文のまま】 法律においては、琵琶湖の範囲は定義されておらず、国や本県を含む関係地方公共団体が講ずるべき施策として、森林の整備や環境に配慮した農業の普及などが幅広く規定されています。この計画においても、施策の対象となる場所にとらわれず、琵琶湖の保全再生に資する施策を広く対象としています。

番号	原案		御意見等	県の考え方
	頁	行		
64	全体		琵琶湖（瀬田川を含む）の環境の為に 3 琵琶湖の保全および再生のための事項の(1)～(5)に 環境と流域治水の折り合いについて追記してはどうか。琵琶湖への流入河川、琵琶湖、及び瀬田川を保全再生のためには流域治水の施策との一体的な調査研究と施策が必要との考えがある。瀬田川洗堰の開閉、瀬田川の耕耘と水草刈り等も流域治水と環境保全再生の両面から検討・実施するために組織改編や新たな施策の必要性がある。 本計画 3 琵琶湖の保全および再生のための事項(1)～(5)の中に 追記するか 新たに(6)としてセクションを追加することが考えられる。	【原文のまま】 法律に治水・利水に関する規定はなく、流域治水について追記することは困難ですが、環境との調和が取れるよう国や県の関係部局等で連携していきます。
65	全体		元号のみの表記であるためわかりにくい。西暦も併記を検討されたい。	【一部修正】 御指摘を踏まえて、次のとおり修正します。 [例] <修正前> 「令和 7 年度」 <修正後> 「令和 7 年度（2025 年度）」
66	5 7 12	123 192 369	前の 2 つは「企業」、三つ目は「事業者」と記述されていますが、意図的に使い分けされていなければどちらかに統一した方がいいと思います。	【一部修正】 御指摘や法律との整合を踏まえ、「事業者」に統一することとし、次のとおり修正します。 [5 ページ] <修正前> 「～地域の特性に合わせて保全するとともに、住民や企業等と連携し、再生・維持管理を推進する。」 <修正後> 「～地域の特性に合わせて保全するとともに、住民や事業者等と連携し、再生・維持管理を推進する。」 [7 ページ] <修正前> 「「しが生物多様性取組認証制度」等を通じ、企業等の自然資本を守り活かす社会経済活動を促進する。」 <修正後> 「「しが生物多様性取組認証制度」等を通じ、事業者等の自然資本を守り活かす社会経済活動を促進する。」
67	5 7	131 201	都市公園・自然公園園地の維持管理や整備についてそれぞれ記述されています。事業の目的や内容が違うかもしれませんが読み手にとっては重複感がありますので、整理された方がわかりやすいと思います。	【原文のまま】 御指摘のとおり、3(3)ア(ウ)砂浜、湖岸、湖岸の緑地の保全および再生、3(4)ア景観の整備および保全に関する事項のそれぞれにある都市公園・自然公園園地については、それぞれ目的・内容が異なるため、分けて記載しています。